

Title	中世イングランドの林地史とフォレスト研究
Author	加藤 はるか
Citation	都市文化研究. 18 卷, p.96-100.
Issue Date	2016-03
ISSN	1348-3293
Type	Article
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学大学院文学研究科：都市文化研究センター
Description	研究展望
DOI	10.24544/ocu.20171213-016

Placed on: Osaka City University

◇研究展望◇

中世イングランドの林地史とフォレスト研究

加藤 はるか

はじめに

現代において forest という英単語は、「樹木や下ばえに覆われた広い土地」、いわゆる「森林」を意味する¹⁾。しかしこの語が「森林」の意味で使用されるようになったのは近世以降のことで、中世では「国王、あるいは貴族による鹿、猪などの独占的な狩猟権が行使された場所」を意味しており、その一部は林地であったが、必ずしも樹木が生えている必要はなかった²⁾。しかし最近でもなお、フォレスト全体が林地であったとの誤解が散見する。なお本稿では「狩猟権が行使された場所」という意味での forest を「フォレスト」、イングランドの森林のことを「林地」と呼ぶことにする³⁾。

イングランドのフォレストは、国王が狩猟権を持つ「国王のフォレスト royal forest」と貴族が狩猟権を持つ「私有のフォレスト private forest」から成る⁴⁾。またフォレストの範囲には耕作地や村落なども含まれており、実際に鹿が住んでいる範囲よりもはるかに広い地域であった。その為国王のフォレストであっても、国王がすべての土地を所有しているわけではなく、貴族や修道院などが所有する土地も含まれていた。しかし国王のフォレスト内では王の猟獣とその生息地を守ること (Vert and Venison) を主眼に、フォレスト法 forest law という独自の法体系が敷かれ、特別の役人と裁判所が置かれると共に、土地の所有者であっても放牧や樹木の伐採などの権利が制限された。その為国王のフォレストの指定やその境界をめぐり、国王と貴族らの間で争いが絶えず、国王のフォレストは王室の権力の象徴とみなされていた⁵⁾。また大陸でも国王や貴族らは狩猟特権や狩猟場を有し、例えばドイツでは森の保護の為にヴァイスチューマー (中世慣習法) やフォレスト条例による森の利用制限も存在した。しかし林地以外の土地や耕作地、村落まで狩猟を目的とした特殊法域になっている点が、イングランドを含むブリテン島の「フォレスト」の特異な点である⁶⁾。こうしたことから長年フォレスト研究では、フォレストをめぐる国王と貴族らの争い、あるいはフォレス

トやフォレスト法という特殊な制度や法に関心の焦点が当てられると共に、私有のフォレストは「正しくは猟場 chase」と分類し直され、フォレストから除外されていた⁷⁾。

一方、有史以来の樹木や林地といった自然の有り様の変遷を研究する林地史では、長年考古学などの成果にはほとんど関心が払われず、林業関係者による植林に注目した研究や、歴史学者による文献史料にのみ頼った研究が中心で、各地域ごとの研究も植物学者頼みになっていた⁸⁾。なお大陸では所有権の存在しない共有の資源としての「公共林」が生きつづけたが、イングランドでは後述のように 13 世紀以降林地もすべてマナ領主らに所有されていた為、「誰のものでもない」林地は存在していなかった⁹⁾。またラッカム Rackham という研究者以前には林地史とフォレスト研究どちらの側も、林地とフォレストの相違や関係性を明確にしなかった為、フォレスト全体が林地であるとの誤解が広がった¹⁰⁾。

しかし近年の中世イングランド農村史や地域史では、「自然資源の利用と管理」という共通のテーマの下、副次的に捉えられてきた林地史やフォレストの研究も活発化しており、また両者の研究は近づきつつある¹¹⁾。

日本でもイングランドのフォレストについては若干の研究があり、特に中世に関しては、遠山がフォレストの国制史上の意義やフォレスト法、木材採取権をめぐる住民と領主の争いに関してまで幅広く研究を行っており、フォレストとの関連で林地についても言及している¹²⁾。また平松はフォレスト法がその地域の権力、社会構造とどのように関わり、住民の生ける法を作り上げていったのかを、ニュー・フォレストなどいくつかの事例から丹念に研究している¹³⁾。しかし、近年のフォレストの定義に関する問題や、林地とフォレストの相違や関係性について十分紹介されているとは言いがたく、それらを整理紹介することには十分な意義があると思われる。

そこで本稿は、時に混同されてきた中世イングランドの林地とフォレストについて、ラッカムの研究を軸に、

林地とフォレストの関連性やそれぞれに関わる言葉の定義、ラッカム以後の研究動向などを整理、紹介するものである。

1. 林地についてのラッカムの研究

戦後、農村史や地域史において考古学や歴史地理学などの知見が取り入れられる中で、自然条件と人為的作用で形作られる「景観 landscape」を重視する考えが広まった。こうした流れの中、ラッカムの研究は環境と人々の活動の相互関係を「景観」の歴史的動態に焦点を当てて把握しようとするもので、樹木のある様々な景観と、それらの場所を人びとがどのように利用、管理していたのかということに注目している。

まずラッカムは樹木の存在する場所を、樹木と人間活動との関わりから樹林地 Woodland、林間放牧地 Wood-pasture、植林地 Plantation¹⁴⁾、非林地 Non-woodland¹⁵⁾、果樹園、街路樹と庭木の6つに分けた上で、自然の植生に由来するいわゆる「林地」として、「樹林地」と「林間放牧地」を研究の対象としている。樹林地とは樹木がそこで自然に発生し、連続的に木材を収穫する為に管理されていた場所である。一方林間放牧地とは、樹林地同様に樹木が自然に発生しているが、木材の収穫だけでなく、同時に家畜の放牧にも利用されている場所である¹⁶⁾。ラッカムは正確ではないとしつつも、ドゥームズデイ¹⁷⁾で記録された土地の15パーセント程度がこれら樹林地、あるいは林間放牧地であったと試算¹⁸⁾、実際にはそのほとんどが林間放牧地であったと主張している¹⁹⁾。

中世の樹林地は通常個人的に所有され、考古学の知見などから境界がはっきりしていて、所有者は境界や樹林地の警備に重大な関心を払うと共に、境界には土手や柵、生垣などが張り巡らされていた²⁰⁾。その用途としては、用材木 timber と下ばえ underwood の生産が挙げられる。高木の幹で梁や厚板の材料である用材木は90%以上がオーク、そのほかニレ、トネリコなどから生産され、建築学の研究から中世の建築物は通常多数の小さなオークを使って建てられ、屋根と時に床に用材木が使われていた²¹⁾。また下ばえとは成長途中の高木やコピス coppice²²⁾、ポラード pollard²³⁾ から得られる小丸太や棒などの小径材で、最も一般的な用途は燃料と柵用であり、薪は通常この下ばえであった²⁴⁾。

また林間放牧地について、ラッカムはその土地の権利の種類によって林地入会地 wooded common、狩猟園 park、林地フォレスト wooded forest の3つのタイプに分けている。

農村ではこれという用途が決まっていない荒蕪地 waste は、慣習的に地域住民によって放牧など様々な形

で共同利用されていた。しかし1235年のマートン法 Statute of Merton により、私的保有されていなかった河川や林地などの土地もマナ領主が所有することになったが、マートン法後も地域住民にはこれらの土地の入会権（利用権）common rights が認められた。このように土地所有者以外の個人や人びとが、何らかの入会権を持つ土地が入会地 common land であり、この内林地であるものが林地入会地である²⁵⁾。林地入会地で認められていた入会権について詳しくは後述する。

次に林地入会地とは対照的に個人的に利用され、多くは私有地の一角を国王からの許可を得て鹿を飼う為に柵で囲った場所が狩猟園である。狩猟園は12世紀に最盛期を迎え、1300年ごろには3200もの狩猟園が存在し、イングランドの全面積の2パーセントを占めていたとラッカムは試算している²⁶⁾。またさまざまな史料から多くの狩猟園は林地（林間放牧地）と結びついていたとみられ、その用途は鹿やそのほかの肉と、木材の供給であった²⁷⁾。

2. フォレストについてのラッカムの研究

繰り返しになるがフォレストには樹木がある必要はなく、ダートムーアやエクスムーアのようにほとんど樹木のない、ムーア²⁸⁾が広がるフォレストも多い。その中で林地にあるフォレストが、ラッカムの示す林間放牧地の3つ目のタイプである林地フォレストである。林地フォレストから生産できるものは場所によって異なるものの、鹿だけではなく、鉾物、用材木、下ばえなどの自然資源があり、家畜の放牧も行われていた。フォレストは王室の権力の象徴とみなされてきたがゆえに、これらの資源や放牧についても国王が支配的であったと思われがちだが、記録にはほとんど残っていないだけで、放牧や木材採取の多くを行っていたのは土地所有者や入会権者達であった²⁹⁾。

中世の入会権については長らく関心が薄れていたが、林地などにおける住民の自然資源の利用の実態を明らかにするには、入会権の理解が欠かせない為、ラッカムの研究からは外れるがここでまとめておく。林地の主な入会権は放牧権と木材採取権である。木材採取権 estover は場所により詳細は異なるが、家屋建築用材取得権 housebot、柵用下ばえ取得権 haybote、燃料用下ばえ取得権 firebote が基本になっている。またしばしば用途により樹木の種類も特定され、特にオークは建築物用の用材木に限定され、ハンノキ、ヤナギなどは柵や燃料に、青々とした樹木を燃料用にするのはほとんどなく、枯れ木や風倒木が燃料用に使われた。

一方放牧権には家畜一般の放牧権 pasture と牧豚権 pannage があり、国王のフォレストでの家畜の放牧権

には、山羊を除くすべての家畜が放牧可能であったり広範囲にわたるものが多かった。ただし放牧可能な頭数が決まっていることも多く、また放牧権では時々小額ではあるが支払いが生じている³⁰⁾。

またラッカムは林地フォレストに限らずフォレスト全般についても言及している。彼によればマグナ・カルタ直前には少なくとも143のフォレストがあり、その内90が国王のフォレストであった³¹⁾。ただしラッカムは私有のフォレストもフォレストとして捉えているが、フォレストの実態については多くの私有のフォレストは史料が乏しいことから、国王のフォレストに関してのみ述べている。例えばラッカムはペナイン山脈と湖水地方に少なくとも39のフォレストが存在し、そのほとんどはムーアにあり、フォレスト全体数のおよそ3分の1が主にムーアにあったと指摘している。しかしムーアのフォレストのほとんどは私有である為、国王のフォレストであったダートムーアとエクスムーアを除けば実態はあまり知られていない³²⁾。

また中世のフォレストで実際に狩猟を行っていたのかは別の問題であり、「狩猟」はその存在意義の1つに過ぎない³³⁾。フォレストの法廷では、国王の鹿を盗んだり、認められた範囲を超えて放牧や木材採取を行った場合、罰金や家畜の没収などの罰を受けたが、多くは家畜や木材の価値を超えない程度で、罰金という名の使用料であったと考えられる。ラッカム以前からヤングも、国王のフォレストにおいてこうした罰金、木材・その他の生産物の販売が王室の収入となっており、フォレストには十分な財政的価値があったことを指摘している³⁴⁾。

以上のように、ラッカムの研究の最大の特徴は、彼以前の林地史とは異なり生態学、林学、考古学、文献史学、地理学、建築学などの幅広い知見を動員して、総合的に林地を研究している点であり、彼の研究は農村や地域の暮らしの理解にも繋がっている。またフォレストについても林地フォレストだけでなく、フォレスト全般の数や分布、様々な景観や特徴などを示しており、中世のフォレスト研究にも大きく貢献している。ではラッカムの研究が登場した後の、林地史とフォレスト研究の研究動向はどのようなものなのだろうか。

3. ラッカム後の林地史とフォレスト研究の動向

ラッカムは地域による林地の多様性を指摘しつつも、その研究は東部を中心としたものであった。しかし彼の後、林地史では様々な地域や特定の林地についての研究が進んでいる³⁵⁾。また環境や持続可能な社会への関心の

高まり、景観研究の発展、地方史の隆盛などから、中世の林地についても「自然資源の利用と管理」の観点からの研究が進められている。

例えばウォリックシャーの北、フォレスト・オブ・アーデンは、名前に「フォレスト」と付くが、いわゆる法的なフォレストであったことはない。この地域は中世後期に経済的な繁栄を得たが、その鍵となったのは牧畜を中心に、林地の利用や耕作なども行う多様な経済活動であった。その中でアーデンの林地は、領主に用材木などの価値の高い商品をもたらすだけでなく、農民にウサギの肉や木の実などの食料、燃料用の木材や家畜用の飼料、蜂蜜など多くのものをもたらした。また食料や燃料、炭などの林地の生産物を売ることで農民は貨幣収入を得ることも出来、林地はこの地域の経済の主要部分を担うと共にその用途は実に多様であったことが明らかとなっている³⁶⁾。

一方フォレスト研究ではラッカムの後、中世史家のクラウチが国王のフォレストと私有のフォレストに分類上の違いはないという立場を取り、さらに近年のフォレスト研究の成果が収められた研究書でもラングトンを中心に同様の立場が取られている³⁷⁾。国王のフォレストと私有のフォレストは異なる分類であると主張する研究者は、フォレスト法の存在をフォレストの必要条件とするが、ラングトンは私有のフォレストあるいは猟場でも、林野官 forester などの特別の役人や林野官などによって開かれる法廷が置かれており、それらを通してフォレスト法同様、猟獣とその生息地を守ることに反した者から罰金が取られていたことを様々な研究から示している。これらから、猟獣とその生息地を守る事に反した者からの罰金徴収や特別な役人を伴う、特殊な狩猟権を持つのが国王か貴族かというだけで、国王と私有のフォレストには分類上の違いはないと主張しており、近年はこのような立場が一般的である³⁸⁾。

またフォレストについても生態学的、地誌学的に研究が進められており、林地同様個々のフォレストを対象にした、領主、住民による自然資源の利用や管理の実態に関心が向けられている。例えばラッカムがその多くが私有である為、実態は不明であるとしていたムーアのフォレストは、北西部に70にも及ぶフォレスト（あるいは猟場）が存在しており³⁹⁾、これらは領主や住民らに本来の狩猟地としてよりも放牧地として活用され、領主主導の放牧場として使用されるか、住民に放牧場所として有料で貸し出され、一部のマナでは木材の採取や家畜の放牧を制限する規定も存在していたことが明らかとなっている⁴⁰⁾。こうした私有のフォレストも含めた近年の研究を踏まえてフォレストと猟場の地図化が行われた結果、中世にはイングランドだけで334のフォレストが存在していた⁴¹⁾。

おわりに

本稿では、ラッカムの研究を軸に林地史とフォレスト研究の動向をまとめてきたが、近年は共に「学際的な研究」と「自然資源の利用と管理」をキーワードに融合しつつ、林地やフォレストが人々の暮らしとどのように関連していたのかについて、個別に事例研究が進められている最中である。非耕作地の利用の実態を明らかにするこれらの研究は、現在の中世農村史や地域史で進められている研究、すなわちこれまでの耕作地中心から非耕作地や耕作を農業の主としない地域にも関心を向けた上での、農村地域の類型化や、農村社会理解の再構築にも寄与することが期待されるが、課題も多い。特に私有のフォレストの研究はほとんど手付かずの状態であり、前述の北西部を含めて私有のフォレストの実態や自然資源の利用、管理についての研究の進展は、今後のフォレスト研究の重要な課題であろう。さらにムーアを始め林地以外のフォレストの自然資源の利用に関する特徴の把握や、林地フォレストとの比較などの課題もある。

筆者はムーアで私有のフォレストが多く存在した北西高地の農村について事例研究を行っているが⁴²⁾、今後は本稿で明らかとなったフォレスト研究の動向も踏まえた事例研究の深化を通して、林地以外の私有のフォレストの実態を明らかにすることに貢献したいと考えている。

注

1. Oxford English Dictionary (online) <http://www.oed.com/> (2015年8月31日閲覧)
2. John Langton and Graham Jones, "Deconstructing and Reconstructing the Forest", in John Langton and Graham Jones (eds.), *Forests and Chases of Medieval England and Wales c. 1000 to c. 1500*, Oxford, 2010, p. 3.
3. 「狩猟権が行使された場所」という意味でのイングランドの forest は、後述のように非常に独特なもので適切な訳語が存在しない為、本稿では「フォレスト」と呼ぶ。またイングランドの森林は「森」という語からイメージするほど大きく、また樹木が密集していることは少なく、後述のラッカムの翻訳においても「林」の訳が当てられていることから、本稿では森林の代わりに「林地」と呼ぶ。オリバー・ラッカム著、奥敬一他監訳『イギリスのカントリーサイド—人と自然の景観形成史—』昭和堂、2012年 (Oliver Rackham, *The History of the Countryside*, London, 1997 の訳出本)。
4. royal forest について「御料林」という訳がしばしば見受けられる。しかし酒井が指摘するように royal forest は林地であるとは限らず、また後述するようにそのすべての土地が王領地であるとも限らない為、御料林とは大きな相違がある。よって本稿では「国王のフォレスト」の訳語を用いる。なお酒井の「フォレスト」はあくまで国王のフォレストのみを対象にしている。酒井重喜『近世イギリスのフォレスト政策—財政封建制の展開—』ミネルバ書房、2013年、p. iii。
5. Oliver Rackham, *Trees and Woodland in British Landscape*, Revised Edition, Phoenix, 1996, pp. 164-172.
6. ヨアヒム・ラートカウ著、山縣光晶訳『木材と文明』築地書館、2013年、特に pp. 52-59。
7. John Langton, "Medieval Forests and Chases: Another Realm?" in John Langton and Graham Jones (eds.), *Forests and Chases of Medieval England and Wales c. 1000 to c. 1500*, p. 22.
8. Rackham, *Trees and Woodland*, pp. xiii-xiv.
9. 池上俊一『森と川』刀水書房、2010年、p. 4。
10. Langton and Jones, "Deconstructing", p. 3.
11. 近年の中世イングランド農業、農村史の動向については以下を参照。Christopher Dyer and Philipp Schofield, "Recent Work on the Agrarian History of Britain", in Isabel Alfonso (ed.), *The Rural History of Medieval Societies*, Turnhout, 2007, pp. 21-55.
12. 遠山の主な論考として以下を参照のこと。遠山茂樹「中世イングランドにおける御料林制度 (フォレスト・システム—国制史的観点よりみたその特質に関する2,3の考察—」『駿台史學』88 (1993年), pp. 72-106。遠山「グロウヴリーの森: その歴史的諸相」『東北公益文科大学総合研究論集』21 (2001年), pp. 173-202。遠山『森と庭園の英国史』文藝春秋、2002年。
13. 平松の主な論考として以下を参照のこと。平松 紘「フォレストの史的構造とフォレスト法: イギリス森林法史研究序説1~5」『青山法学論集』31 (1989年), pp. 23-57, 32 (1991年), pp. 367-399, 33 (1991年), pp. 1-26, 157-191, 34 (1993年), pp. 59-110。
14. 自然植生ではなく、誰かが植えた樹木のある場所。Rackham, *Trees and Woodland*, p. 4.
15. 耕作地などを囲う生垣を成す低木列 hedgerow や耕作地の樹木。Rackham, *Trees and Woodland*, p. 4.
16. Rackham, *Trees and Woodland*, p. 4.
17. 1086年にウィリアム1世により行われた土地調査で、現代の国勢調査のようなもの。州ごとに領主の土地面積、農民数や彼らの保有する土地、家畜数などを記録したもの。
18. ラッカム『イギリスのカントリーサイド』p. 124。
19. ラッカム『イギリスのカントリーサイド』pp. 190-191。
20. Rackham, *Trees and Woodland*, pp. 62-63。以下同様の内容はラッカムの他の著作『イギリスのカントリーサイド』, *Ancient Woodland*, London, 1980 などにも共通して書かれている。
21. Rackham, *Trees and Woodland*, pp. 66-70.
22. 地上すれすれで幹を切り、切られた部位からたくさんのひこばえを伸ばした樹木。Rackham, *Trees and Woodland*, pp. 8-9.
23. 地上2~3メートルで幹を切り、切られた部位から新芽が出た樹木。ひこばえが低い位置に伸びたコピスは牛、羊、鹿の食害を受けるが、ポラードは家畜には届かない。Rackham, *Trees and Woodland*, pp. 8-9.
24. Rackham, *Trees and Woodland*, pp. 63-66.
25. 中世には、休耕地や収穫後の刈り株地において共同放牧が行われる耕作地や採草地もあったが、これらも広い意味では入会地ということになる。
26. Rackham, *Trees and Woodland*, p. 132.
27. Rackham, *Trees and Woodland*, pp. 151-158.
28. ヘザーやリングなどと呼ばれるヒース小低木、その他のヒース植物群から構成された植生を「ヒース」と呼ぶが、「ヒース」と「ムーア」の区別については様々な考え方がある。本稿ではラッカムに従い、ヒースが植生する土地でも、降雨の多い地域に位置し、土壌が多少なりともピート (泥炭) に覆われているイングランドの高地地帯、スコットランドのハイランド、アイルランドを「ムーア」とする。ラッカム『イギリスのカントリーサイド』pp. 440-441.
29. Rackham, *Trees and Woodland*, pp. 164-172.

30. Jean Birrell, "Common Rights in the Medieval Forest", *Past & Present*, 117(1987), pp. 22-49.
31. ラッカム『イギリスのカントリーサイド』p. 206。
32. ラッカム『イギリスのカントリーサイド』pp. 490-494。
33. 遠山茂樹「書評 酒井重喜著『近世イギリスのフォレスト政策』」『史学雑誌』vol. 124-3 (2015年), p. 101。
34. Charles R. Young, *The Royal Forest of Medieval England*, Philadelphia, 1979, chapter6; Rackham, *Trees and Woodland*, p. 168.
35. その一部として J. K. Adamson (ed), *Cumbrian Woodlands - Past, Present and Future*, London, 1989, pp. 62-4; Mick Aston with Martin Ecclestone, Maria Forbes and Teresa Hall, "Medieval Woodland in Winscombe Parish in North Somerset", *Somerset Archeology and Natural History*, 154 (2010), pp. 71-118; T. Barfield and others, *A Hertfordshire Woodland Survey*, Hertfordshire National Trust, 1984; J. A. Best, *King's Wood Corby*, 3vols, Northampton, 1983; P. Dallas and others, "Heathland and Wood Pasture in Norfolk : Ecology and Landscape History", *British Wildlife*, 18 (2007), pp. 395-403; J. G. Kingsbury, "Nunnery and Perry Woods, Worcester: Historical Ecology and Land-use Changes", *Transactions of Worcs Archaeological Society*, 3rd ser. 9 (1984), pp. 67-85; Andrew Watkins, 'The Woodland Economy of the Forest of Arden in the Later Middle Ages', *Midland History*, 18 (1993), pp. 19-32.
36. Watkins, "The Woodland Economy of the Forest of Arden"; Watkins, "Landowners and their Estates in the Forest of Arden in the Fifteenth Century", *Agricultural History Review*, 45 (1997), pp. 87-104.
37. David Crouch, *The Image of Aristocracy in Britain, 1000-1300*, London, 1992, esp. pp. 305-7; Langton and Jones (eds.), *Forests and Chases* esp. Langton, "Medieval Forest and Chase: Another Realm?"
38. Langton, "Medieval Forest and Chase" pp. 24-28.
39. Angus J. L. Winchester, "Vaccaries and Agistment: Upland Medieval Forests as Grazing Grounds", in Langton and Jones (eds.), *Forests and Chases*, pp. 109-124.
40. Winchester, *The Harvest of the Hills: Rural Life in Northern England and Scottish Border, 1400-1700*, Edinburgh, 2000. 加藤はるか「中世後期イングランド北西高地における農村の暮らしーウィングミア・マナを例にー」『お茶の水史学』58 (2014年), pp. 151-174。
41. Graham Jones, "A 'Common of Hunting'? Forests, Lordship, and Community Before and After the Conquest" in Langton and Jones (eds.), *Forests and Chases*, p. 37. 地図化は現在進行中で, An Atlas and Gazetteer of Forests and Chases (<http://info.sjc.ox.ac.uk/forests/ForestMapTiles.html>) にて公開されている。(2015年8月31日閲覧)
42. 加藤「中世後期イングランド北西高地における農村の暮らし」。